

たいほく法人

Vol.42

平成24年2月
社大北法人会



表紙の
写真
を募集しています

北の安曇野探訪と題して200字程度の説明文と共に事務局までお持ちください。次号は平成24年9月発行予定です。

大網の火祭り（北安曇郡 小谷村）

かつて塩の道の荷継ぎ場としてにぎわった大網集落に伝わる勇壮な火祭り、古来の山岳信仰から生まれた独特の風習が息づく生命力に溢れたお祭りです。

白装束にふんどし姿の若者たちが、日本の百名山に数えられる霊峰「雨飾山」におおす神々の使いとして鬼に扮し、地域の家内安全や五穀豊穡を願い舞い踊ります。

かがり火がたかれる幻想的な雰囲気の中、鬼の舞いと神を迎える巫女の舞いとが、姫川太鼓の音色と一体となり、静かな里山の夜を彩ります。

毎年2月の第2土曜日に行われます。

主 な 内 容	会長・税務署長挨拶	2
	納税表彰式・作文	3
	税務署だより	4
	行動する法人会	9
	青年部・女性部活動報告	10
	地域社会貢献事業報告	11
	合同例会等参加報告	12
	企業訪問	13
	新会員紹介	14
	保険会社新年挨拶	15
	事務局日誌	16



新年のご挨拶

会長 松下 睦治

新年明けましておめでとうございます。

去年は東北地方を中心とした、未曾有の、悪夢の、大震災が発生致しました。

そして、節電要請の折での猛暑、その影響での風評被害による経済環境の悪化。

大北法人会の各位におかれましては、去年の悪夢を払拭し、新春を希望と今年こそその期待を持ちながら健やかにお迎えされたこととお慶び申し上げます。

去年は、新米会長の下、当法人会事業推進にあたり、各会員の皆様方、熊崎大町税務署長をはじめ各署員の皆様方、関係諸官庁の皆様、大同生命様をはじめ各保険会社様、多大なご協力、ご指導を賜りました事に厚く御礼申し上げます。本年も昨年同様、各事業を推進してまいりたいと思っておりますのでよろしくご指南を賜りますようお願い申し上げます。

本年、公益法人制度改革による移行申請に向けて、大北法人会としては一般社団法人を選択し準備を進めているところで御座います。平成25年中には移行される予定ですが、全国法人会総連合の意向は最終的には公益法人を目指しての指標であり、いずれは公益法人への移行を目指す時期が到来するであろうと思われまふ。各方面での課題が山積されておりますが、諸氏のお力添えを賜り一般社団法人大北法人会の発足が出来ますよう願うもので御座いますので、ご指導を宜しくお願い申し上げます。

地域社会貢献活動は、各所で高評を賜り大変喜ばしく、貢献の意義が伝わっておりますことに感謝を致しております。各支部の方々のご努力、青年部、女性部の貢献的な活動姿勢は今後とも、喜ばれる法人会としてご活躍をお願い致しますので御座います。

健全な納税者としての税知識の高揚を高めるための発信と意識向上への活動、又、e-Tax普及の活動の継続、各種研修会、講演会等開催して参りたいと考えておりますので、夫々法人会運営には大変な年と成ろうと考えますので宜しくご理解のうえご協力ご指導賜りますようお願い申し上げます。

各皆様方にとりまして、辰年の本年、明るく希望と健康そして昇龍の如く運氣上昇の1年でありますよう祈念し年頭のご挨拶と致します。



年頭のごあいさつ

大町税務署長 熊崎 文夫

平成24年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

社団法人大北法人会の皆様には、日ごろから税務行政の運営に深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年3月11日に発生しました東日本大震災及び長野県北部地震により被災されました方々に対しまして、あらためて追悼の意を表しますとともに、一日も早い復旧・復興がなされますことを心からお祈り申し上げます。

貴法人会は「よき経営者をめざすものの団体」として、納税道義の高揚に努め、健全な企業経営と社会の発展に貢献するという活動方針に沿い、各種研修会や講演会の実施、地域に密着した社会貢献活動等、活発な活動をされております。これもひとえに役員各位の卓越した指導力と会員の皆様の熱意の賜物と心から敬意を表する次第でございます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や急速なグローバル化・IT化に加え、急激な円高、大震災による財政不安など厳しい状況が続いております。私どもといたしましては、適正・公平な賦課と徴収の実現を図り、信頼される税務行政の実現に向けて、更に努力を続けて参る所存でございます。

特に、e-Tax（国税電子申告・納税システム）につきましては、納税者の利便性の向上のみならず、税務行政運営の効率化・高度化にもつながることから、昨年同様その普及拡大に向けて積極的に取り組んでいるところであります。

まもなく所得税等の確定申告の時期が参ります。税務署では引き続きe-TaxをはじめとするITを最大限活用したIT申告の推進に努めて参ります。e-Taxの利便性等をご紹介しますと、e-Taxにより提出された還付申告書の還付処理につきましては、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮することで早期に還付することとしており、またダイレクト納付につきましては、所定の届出書を税務署に提出することで利用が可能となり、金融機関や税務署に向くことなく自宅やオフィスなどから即時又は期日を指定して簡単なクリック操作で国税を納付することができます。更に、本年1月末に提出期限を迎えた法定調書（合計表）の提出についても、e-Taxによる提出が可能であり、作成に当たっては画面上の様式に必要な事項を入力することで、法定調書等に支払者の氏名・住所等の入力を省略することができます。

大北法人会の皆様には、大北地域のリーダーとして、e-Taxを積極的にご利用いただくとともに、その利便性をPRしていただき、取引先等への利用勧奨を賜るなど、引き続き円滑な税務行政運営のためお力添えを賜りますようお願いいたします。

終わりに、社団法人大北法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄、並びに新しい年が皆様とその家族にとりまして幸多き年になりますようご祈念しまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

『平成23年度 税を考える週間』事業

大町税務署 納税表彰式



「平成23年度税務署長納税表彰式」が11月15日、JA大北会館アプロードで行われました。法人会関係では、前女性部長の西沢賀代子さん(写真前列中央)が、申告納税制度の定着と発展に尽くされた功績により、税務署長表彰を受賞されました。

その他、税務署長表彰として松澤周司さん(小谷村)、租税教育推進校として大町市立大町南小学校が感謝状を受けました。

また、中学生による「税についての作文」では、上野 空さん(美麻中学校)「税について学び考えたこと」と太田 直希さん(高瀬中学校)「税は気持ち」が税務署長賞を受賞、大北法人会長賞として伊藤 優佳さん(美麻中学校)「税金について思う事」が受賞されました。

大北法人会長賞 「税金について思う事」

大町市立美麻中学校3年 伊藤 優佳

私は、今まで税金はない方が良いと思っていました。それは、消費税など、ものを買うときなどに税金もはらわなければいけなくなって負担になるだけだと思っていたからです。それに、私はまだその時税金はどこに持っていかれて、どのように使われるのか知らなかったのでおさら税金はない方が良いと思っていました。けれど税金の事をビデオや、税について詳しい方のお話を聞いたりしていくうちに、「あれ？」と思うようになりました。税金は確かに皆に負担がかかるけれど、それがなければ私達自分自身が困るのかな？と思い始めたからです。私は、もし税金がなかったらなんて全然考えた事ありませんでした。だけど、ビデオを見て、ハッとしました。それは、税金がなければ、今私達が使っている机や教科書、それに校舎の建設や修理もできなくなり、いずれは学校にさえ行けられなくなってしまいます。そんな人達が増えたら大変な事になってしまいます。それに、税は他にも道路を補修したり、火事や事故にあったら、すぐに消防車や救急車、警察が来てくれるので安心です。また、高齢者の方には年金があると少しでも負担がなくなり楽に過ごす事ができるので税は大切だと思うようになりました。

税金についてお家の人、詳しい方に聞いて驚いたのは税金にも種類があってそれが約50種類もあるという事です。そんなにあるなんて知らなかったのでびっくりしました。

でも税には3通りの分類方法があるそうです。それはどこに納めるかによる分類(国税・地方税)、納め方による分類(直接税・間接税)、何に対して税金をかけるかによる分類(所得課税・消費税・資産課税等)に別れているそうです。税金には、このようにたくさんの税があり、役に立っているなんて知らなかったので知れて良かったと思っています。

最初は、「税金なんて無ければいい、なんで皆が税を払わなきゃいけないんだ。」と思っていましたが、税について知っていくうちに今は、税金は大切なんだと思うようになりました。今、学校で使っている教科書、机、イス、校舎など感謝してこれからも大切にしていきたいと思います。それに、私達が快適に暮らせるように、ゴミの収集や、公共施設などもすべて税金があるからできることなので大切にしたいと思いました。

税務署だより — 確定申告と納税は正しくお早めに —

◎税制改正について(平成23年分の所得税から適用される主な改正事項)

- 年金所得者に係る確定申告不要制度が創設されました。
公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。(還付を受けるための申告書は提出することができます。) 但し、所得税の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは住民税の申告が必要です。
 - 公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除)、配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除の適用を受けるとき
 - 公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき
～詳しくは、お住まいの市町村にお尋ねください。～
- 扶養控除等が次のとおり改正されました。
 - 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。
 - 特定扶養親族(控除額63万円)の範囲が、年齢19歳以上23歳未満(改正前:年齢16歳以上23歳未満)の扶養親族とされました。
 - 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害者控除の額が75万円(改正前:40万円)に引き上げられました。
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除について、平成23年6月30日以後に住宅の新築や購入、増改築等(「住宅の取得等」といいます。)の契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その対価の額又は費用の額から補助金等の額を控除することとされました。
- 一定の認定NPO法人または公益社団法人等に寄附した場合には、寄附金控除(所得控除)と税額控除である認定NPO法人寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除の選択適用ができることとされました。
- 東日本大震災に関して支出した震災関連寄附金につき、寄附金控除の控除対象限度額が、総所得金額等の80%相当額とされました。また、一定の認定NPO法人又は社会福祉法人中央共同募金会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて受けられる特定震災指定寄附金特別控除が創設されました。

◆所得税

平成23年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成24年2月16日(木)から同年3月15日(木)までです。また、申告書は郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で確認されるか、税務署にお尋ねください。

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの一年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

※ 日本国内に住所を持っているか、現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、その全ての所得について所得税を納める義務があります。

申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、印刷して書面により提出することができる他、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して、インターネットで自宅や事務所などから提出することもできます。

また、所得税の確定申告の手引きや申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

■ e-Taxを利用して申告すると・・・

1 最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円(平成24年分については、最高3,000円)の控除を受けることができます(平成19年分から24年分の間でいずれか1回)。

2 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)。

3 還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。

※ e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

申告書の税務署への送付について

確定申告書は、「信書」に当たることから税務署に送付する場合には、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付する必要があります(郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません)。詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

また、確定申告書を郵便又は信書便で税務署に送付する場合、その郵便物又は信書便物の通信日付印に表示された日を提出日とみなします。申告書はお早めに提出いただくとともに、送付により提出される場合には、必ず郵便又は信書便を利用されるようご留意願います。

※ ゆうパック、EXPACK500、ゆうメール、ポスケットでは、信書を送付することができません。

詳しくは、郵便事業株式会社ホームページをご覧ください。

納期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税の納期限は平成24年3月15日(木)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税を是非ご利用ください。

振替納税を利用	振替日(平成24年4月20日(金))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に口座の残高をご確認ください。 * 振替納税のお申込みは、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成24年3月15日(木)までに提出してください。 * 振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。 * 転居等により所轄の税務署が変わった場合、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要となります。
現金で納付	納期限(平成24年3月15日(木))までに、現金に納付書を添えて金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄の税務署で納付してください。 * 納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関で用意しています。 * 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。
電子納税を利用	自宅やオフィスのインターネット等を利用して納付できます。 詳しくは、 e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

還付される税金がある場合の受取方法について

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ)を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの(氏名のみ)の口座に限ります。

確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならないのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、納税額の外に加算税が賦課される場合がある他、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、申告と納税を行ってください。

◆消費税・地方消費税(個人事業者)

平成23年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、平成24年4月2日(月)が申告・納付の期限となっています。確定申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告について

消費税の課税事業者(※)に該当する個人事業者の方は、平成24年4月2日(月)までに平成23年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税額及び地方消費税額を納付してください。

※ 平成23年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。

- 平成21年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
 - 平成21年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- (注) 事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、消費税の課税売上高に含まれます。

◀ 申告に当たっての留意点 ▶

- 課税事業者である方は、平成23年分(課税期間)の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成23年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。
- 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類(付表)を添付する必要があります。
 - ◆ 一般用……………「付表2」を添付してください。
 - ◆ 簡易課税用……………「付表5」を添付してください。
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「仕入控除税額に関する明細書(個人事業者用)」を添付してください。

納期限と振替納税の利用について

確定申告による消費税及び地方消費税の納期限及び振替日は、次のとおりです。

- 納期限・・・平成24年4月2日(月) ○ 振替日・・・平成24年4月25日(水)
- (「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出期限:平成24年4月2日(月))

※e-Taxを利用すれば自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。

大町税務署 代表電話 …………… 0261 (22) 0410 へ
 税に関する情報は国税庁ホームページ…………… www.nta.go.jp へ
 e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ……………www.e-tax.nta.go.jp へ

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付
が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付(納税)届出書の届出が必要です。
 ※届出書の届出日から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

電子申告で効率UPI!

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

- 平成23年分は最高4,000円の税額控除
- 平成24年分は最高3,000円の税額控除
- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

源泉所得税も 預金口座から納付が可能です！

～便利で安心なダイレクト納付を利用してみませんか～

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して徴収高計算書を送信した後に、簡単なクリック操作で届出した預貯金口座から納付する手段です。

源泉所得税をダイレクト納付するメリット!!

- ◆ 自宅やオフィスからの納付が可能 **らくらく!**
(毎月税務署や金融機関へ出向く必要がありません) **経済的!**
- ◆ インターネットバンキングの契約や電子証明書が不要
- ◆ 即時または期日を指定して納付することが可能 **確実!**
- ◆ 納付の結果はメールでお知らせ **安心!**
- ◆ 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能
(税理士に口座番号を教える必要はありません) **便利!**

ダイレクト納付を利用するには？



ご不明の点などございましたら、下記照会先にご連絡ください。

照会先 **大 町 税 務 署**
管理運営・徴収部門
電話:0261-22-0412 (ダイヤルイン)

※ 国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)においても、ダイレクト納付についてご案内しています。

県からのお願い — 個人住民税の特別徴収にご協力ください —

◆個人住民税の未収金の減少につながります。

個人住民税は、より豊かで住みよい地域をつくるための市町村と県の重要な財源の一つです。しかしながら、景気の低迷による個人所得の伸び悩みや雇用状況の悪化などを背景に、個人住民税の未収金が増加傾向にあります。未収金が増加すると、市町村や県にとって新たな事業の実施ができなくなったり、各種補助事業が制約されるなど、住民や事業者の皆様へ提供してきた行政サービスの維持にも影響を与えかねません。そこで、住民税納税義務者である従業員の方の納め忘れをなくすためにも、負担が少なく、便利な特別徴収の実施について事業者の皆様への御協力をお願いいたします。

1 個人住民税とは

個人住民税は、毎年1月1日現在の住所地において住民の方に納めていただく市町村及び県の税金です。個人住民税には、所得の額にかかわらず一定額を納めていただく「均等割」と前年の所得金額に応じて納めていただく「所得割」があり、税率は次のとおりです。

区分	市町村民税(年額)	県民税(年額)	計
均等割	3,000 円	1,500 円*	4,500 円
所得割	100 分の6	100 分の4	100 分の10

*1,500 円のうち500 円は「長野県森林づくり県民税」としての超過課税分

2 特別徴収とは

- 個人住民税には、納税者の方が市町村に直接納付する「普通徴収」と、事業者(給与支払者)が給与から天引きして納税者(従業員)に代わって市町村に納入する「特別徴収」の2つの方法があり、いずれかの方法で納税していただいています。
- このうち、給与所得者の個人住民税は、地方税法第321条の3及び同法第321条の4並びにこれらの規定を受けた市町村の税条例によって、事業者の方に特別徴収していただく方法が原則とされています。

3 特別徴収のメリット

納税者(従業員)の利便性が向上します。

- 従業員の方が、わざわざ金融機関等へ納税に向かう手間を省くことができます。また、従業員の方の納税忘れを防ぐことができます。
- 普通徴収の場合は納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回(毎月)なので、従業員の方の1回あたりの負担額が小さくなります。
- 平成19年度からの税源移譲により、多くの方々へ個人住民税額が増加しているため、1回あたりの納税額が少ない特別徴収への要望が強まっています。

事業者の事務負担は所得税の源泉徴収に比較して小さい。

- 個人住民税は、所得税の源泉徴収のような、個別の税額計算や年末調整の事務は必要ありません。市町村が税額計算を行い事業者へ住民税額を通知しますので、事業者は毎月の給与から税額を天引きし、市町村に納めていただきます。
- 従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度があり、事務を軽減することが出来ます。
- 金融機関が行っている住民税納付代行サービスを利用されると、金融機関に向かう手間が省けます(詳細は金融機関へお問い合わせ願います)。

徴収率の向上により、税収の確保が期待できます。

- 自ら納付する普通徴収の徴収率が約93%であるのに対し、特別徴収による徴収率は、ほぼ100%となっています。
- 平成19年度以降、税源移譲を契機として個人住民税の滞納額が大幅に増加し、県・市町村の財政を圧迫していますが、特別徴収の促進により税収確保が期待されます。

【問い合わせ先】長野県各市町村住民税担当課 <給与支払報告書提出先の市町村>
長野県総務部市町村課 電話 026-235-7068 (直通)
長野県総務部税務課 電話 026-235-7048 (直通)

行動する法人会

平成24年度税制改正に関する提言

◆全法連では、平成24年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

■財務省

税制改正要望に関する団体ヒアリング

財務副大臣：藤田幸久 氏 他



■民主党

財務金融部門会議

座長：大久保勉 氏
豊田潤多郎 氏、 藤田憲彦 氏、 橋本勉 氏、
木内孝胤 氏 他



■公明党

税制調査会、財政金融部会

部会長：竹内譲 氏
大口善徳 氏、 荒木清寛 氏



■自民党

財政・金融・証券関係団体委員会、財務金融部会

委員長：徳田毅 氏
部会長：西村康稔 氏
野田 毅 氏、 田中和徳 氏、 竹本直一 氏、
中川正春 氏、 若林健太 氏、 片山さつき 氏、
菅原一秀 氏、 塚田一郎 氏、 猪口邦子 氏



この他、衆議院の比例代表選出議員に対し提言書を送付するなどの提言活動を実施しました。



大北法人会

大北法人会では、大町税務署管内の市町村長及び議会議長に対し、税制改正に関する提言の要望活動を行いました。各支部ごとに支部長、税制委員が訪問し提言書を手渡しました。

写真は、大町支部の活動の様子

大町市・牛越徹市長（写真：右）へ提言書を手渡す
大町支部・薄井朋介支部長、松下睦治会長、蜜澤茂志税制副委員長

■女性部

税務署幹部との懇談会

11月14日女性部(伊藤松子部長)は、『平成23年度税を考える週間』事業として、大町税務署を訪問し、幹部との懇談会を開催いたしました。

大町税務署第60代目となる熊崎文夫署長を囲み、女性にとっての身近な税の問題から社会情勢の不安など、それぞれの意見を交換した。



■青年部

研修会

11月26日青年部(太田具英部長)は、大町税務署総務課・金子貴氏をお招きし税務研修会を開催した。

今回は『租税教育の進め方』について、小学6年生を対象に分かりやすく興味深く租税教育を行う為のコツなどの研修を行った。

■租税教育活動

美麻小学校訪問

12月19日、青年部(太田具英部長)は、美麻小学校を訪問し、租税教育を行った。

パワーポイント版を使用し、児童が参加できるようにクイズを織り交ぜ45分間の授業を行った。

下記の問題では、ほとんどの児童が②の30種類と答え、約50種類ある税金に驚いた表情を浮かべ、税金の大切さを学びました。



① 約20種類

② 約30種類

③ 約50種類

国税 22

消費税 所得税 法人税
酒税 たばこ税 相続税
贈与税・地価税 登録免許税
印紙税 たばこ特別税
揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税
石油石炭税 自動車重量税
関税 とん税・特別とん税 地方揮発油税
電源開発促進税 地方法人特別税

地方税 30

地方消費税 県民税(長野県森林づくり県民税)
市町村民税 事業税 不動産取得税
固定資産税 都市計画税 事業所税
特別土地保有税
県たばこ税 市町村たばこ税
軽油引取税 入湯税 ゴルフ場利用税
自動車取得税 自動車税 軽自動車税
狩猟税 鉱産税 鉱区税など

正解は③約50種類

地域社会貢献事業

◆大町支部

大町支部（薄井朋介支部長）は、車椅子が不足して困っているという話を受け、12月20日、社会福祉法人大町市社会福祉協議会へ福祉向上のために役立てて欲しいと軽量化が図られた最新式の車椅子（自走式と介助式を2台ずつ）を寄贈した。



◆松川支部

松川支部（草深国芳支部長）は、松川村の「花が咲いている村づくり」事業に協賛し村内の環境美化活動に参加すると共に、プランターを購入し村内に設置した。

また、松川村社会福祉協議会へ不足して困っている物の寄贈を予定している。

24年3月実施予定

◆小谷支部

小谷支部（郷津健支部長）は、小谷村健康増進事業の一環として行われている、フットサル大会開催費用の助成を行い、大会の盛り上げに協力した。創設5年目になる中学生のフットサルクラブや公民館活動で練習しているチームなど7チーム42名が参加し汗を流した。



◆池田支部

池田支部（吉田良造支部長）は、池田町が永年「花とハーブの池田町」というコンセプトにまちづくりを行っているため本年度も町中心部を中心にプランターの設置・ハーブの植栽を行った。

特に本年度は、昨冬の厳しい寒さにより枯死した株の植替えを実施した。

◆白馬支部

白馬支部（太田勝支部長）は、観光名所である白馬村ジャンプ競技場の景観向上を目的とし、ジャンプ台中間付近にレンゲツツジ60本の植栽を行った。

この事業は昨年度に引き続き行っている事業で、レンゲツツジ250本の植栽を実施。

春にはオレンジ色の美しい花で競技場を彩る。

◆女性部・青年部…『綿の布』活動

女性部（伊藤松子部長）と青年部（太田具英部長）は、12月5日ゆうあい館（松川村）、虹の家（大町市）、せせらぎ（小谷村）の各福祉施設を訪れ、綿の布15箱、マスク7,500枚、ティッシュ270箱を寄贈した。家庭などで使用しなくなった綿の布や宿泊施設にもご協力頂き集めた綿の布段ボール15箱分を女性部員が使い易い大きさに切り揃えた。

カット済みの綿の布は施設で使い易く、大変喜んで頂いた。

9年目を迎えたこの活動は引き続き行って参ります。





◆青年部「合同例会」報告

10月28日、伊那法人会青年部のご協力により、伊那プリンスホテルに於いて県連青年部合同例会が開催されました。

タレントの清水国明氏により「共に生きるための環境」と題して講演会が行われ、アウトドアライフで培った経験を生かし、東日本大震災の被災者への支援活動を行っている様子など伺いました。県内の青年部が一同に会した懇親会では、他会の青年部員との親睦を深め合いました。



◆女性部合同例会報告

9月20日長野市のホテル国際21に於いて県連女性部合同例会が開催され、当会からは9名が参加いたしました。「忙しく働く女性にご褒美の一日を！」をテーマに、ピアニスト 辻井伸行氏のお母様 辻井いつ子さんによる講演「明るく楽しく そしてあきらめない」を拝聴し、女優二宮さよ子さんによる一人芝居とトークショーを楽しんだ後、交流懇親会でB級グルメを堪能いたしました。

長野法人会の女性部の皆様ありがとうございました。

◆視察研修旅行報告



世界文化遺産平泉と秋保温泉の旅

研修委員長 草深 国芳

視察場所を決める研修委員会で、震災の後でもあり、平泉が世界遺産に登録されたこともあって、東北にしようと思いで決めました。東北に出かけ現実を見る事と、東北の美味しいお魚とお酒をいただき、お土産を買って帰る事で、少しでも応援できればと考えたからです。しかし、東北は広くまた遠い、朝6時にバスに乗り、目的地の平泉には、午後3時過ぎ、秋保温泉には6時過ぎにやっと着きました。

1日目は、バスの中にいる時間が長く、さぞ大変だったと思います。しかし平泉は、世界遺産に登録されただけあり、立派な金色堂と仏像、周辺も趣のある落ち着いた所で、疲れも消え、心身共に癒され、藤原家の歴史を感じて帰ることができました。

翌日は、あのテレビで見た、3月の東北大震災で、20mを越える津波が押し寄せた海岸を、バスで通り抜けました。海から流されてきた漁船が水田にいくつもあり、大破した家、一階部分が柱しかない住宅が沢山あり、現実を見て、災害の恐ろしさを再確認させられました。今もまだ、家に帰れずにいる人たちが沢山いる事を思い、一日も早く復興できるように祈りました。飼い主がいなくなったのか、犬がとぼと歩いています。そして、津波にのみ込まれた沢山の尊い命を思い、バスの中から、誰ともなく目を閉じ、手を合わせる様子が窺えました。杜の都仙台の発展ぶりは、東北にこんなにも多くの企業が来ていたのかと驚いたように、震災に関係なく、人口の増加であちこちの山を崩して住宅建設が進められています。仙台市内も、まだ震災後の修復が遅れていて、建物と道路がどこを見ても斜めな気がして、水平感覚がおかしくなりそうです。

政府は、税金や義援金の使い道をもっと集中すべきだと思うし、対応が遅い。もっと大変な福島の一部もあることも忘れてはいけない。怒り。怒り。怒り。

昼食後、お腹いっぱいなのに、まだ牛タンやずんだ餅をいただき、お土産に有名な萩の月をみんなが買って帰りました。

最後に旅館で盛上げてくれたお嬢さんたちの中にも家が流された方がいて、体験した話を直接聞く事ができました。また、食べきれないほどの笹かまぼこのお土産をサービスしてくれた、笹屋のおかみさんと店員さんの元気に頑張っている素敵な笑顔に出会えて頼もしく感じました。旅行の写真を昨日いただき、参加者のいい顔を拝見しました。皆さん元気で次回も参加されますように、宜しく願い致します。バス会社の皆さん、参加者の皆さん、大変お疲れ様でした。

◆青年部「全国青年の集い」

青年部長 太田 具英

美し国・・・三重。古来から温暖で過ごしやすく、また豊富な海の幸、山の幸に恵まれ、江戸時代には「伊勢に行きたい、伊勢路が見たい、せめて一生に一度でも」と全国の民の憧れの地でもあった三重の地で、11月17日・18日の日程で「和を尊び青年の使命を果たせよ」のスローガンのもと「第25回法人会全国青年の集い みえ大会」が開催されました。私自身、初めて経験する全国大会でありましたが、まず初日に開催されました「租税教育活動プレゼンテーション」におけるそれぞれの法人会青年部の具体的な活発な活動発表を拝見し、組織活動が生み出す効果と、それによる仲間意識のレベルの高さに圧倒されたというのが正直な感想です。発表後にはプレゼンテーション参加の各部長と審査員の投票によって「瀬戸法人会」が最優秀賞を受賞されましたが、租税教育の対象である子供たちに、「税金の必要」という難しい題材を、演劇部隊を構成し、部員自ら演劇によってその内容を伝えることで子供たちに興味をもって税の仕組みや必要性を学習させようというアイデアはすばらしいの一言でした。このアイデアの根底には「人的資源の活用」があったようです。元宝塚劇団所属の女性を登用し「地域に生きる人材を活かす」という発想から生まれた瀬戸法人会の発表からは、この時だけに限らない組織活動の活性と充実が伺えました。

全国から集まったそれぞれの部会長と出席したウエルカムパーティー、租税教育活動の在り方をテーマとした円卓会議、伊勢の代名詞でもある「赤福」の濱田社長の基調講演、「東日本大震災と日本経済」を演題としたTVでも活躍の勝間和代さんの記念講演など、全国大会ならではの催し・会議がスケジュールされており、すべてに出席をさせていただきましたが、同世代の皆さんと租税教育の枠にとられないディスカッションやコミュニケーションがとれたことは私にとって大きな財産となり、今後の活動に向けてモチベーションを高めるきっかけとなりました。

今年は諸事情により残念ながら私一人の出席となってしまいましたが、来年以降できるだけ大勢の部員の皆様にも全国大会の雰囲気を感じて頂き、停滞する組織活動の活性化を願うところであります。



本年は「宮崎大会」となります。どんなパフォーマンスや出会いがあるか・・・今からとても楽しみにしています。

企業訪問

株式会社 太田造園 (白馬村)

今回は、白馬村で造園業を営んでいる株式会社太田造園代表取締役の太田 勝さんにお話を伺いました。

同社は、今から40年以上前に先代が庭石の販売を行っていたのが始まりで、石の採取に規制がかかってから、今ある石で白馬村の景観にあった庭作りをしようと造園業を始めたのだそうです。

昭和40年前後には、ペンションブームがあり、白馬村や小谷村にもペンションが軒並み建ち始めました。樹木の伐採から庭作り、花々の植え付けなど、造園業の最盛期だったそうです。そのように忙しい時でも「お客様をもてなす心」を大切に庭作りをされて来られたそうです。

同社は、造園業の他に「フローリスト白馬」という生花店を営んでいます。

店内は、やさしい香りに包まれて色とりどりの花々が並んでいます。こちらでは、冠婚葬祭用の生花や、先端の技術を海外で磨いたスタッフにより、ウエディングブーケの作成などを手がけておられます。また、フラワーアレンジメントやガーデニング教室、プリザードフラワーレッスンなども行っているそうです。

花は、長野や松本、今では競りもインターネットの時代で、東京で競り落とした品物が、翌日には白馬村の店頭に並ぶといった流通の早さで、新鮮なものが届けられるのだそうです。

また、近年は年配の男性が、奥様へのプレゼントとおっしゃってお花を買い求められたり、家に飾る鉢ものの花を選んだりと男性の花に対する関心が深まっていると感じるそうです。長年花々に携わってこられた方だからこそ感じられる「時代の流れ」なのでしょうか。

年々この地域への観光客が減少している事について、来てくださったお客様に対して「おもてなしの心を持つ事が大切」と話してくださいました。

花や木々は、人の心を穏やかにしてくれます。この地を訪れるお客様への最大のおもてなしの心を込めて、庭作りされている社長さんの優しさが伝わるお言葉でした。

お忙しいところ有難うございました。



(株)太田造園・フローリスト白馬

〒399-9301 長野県北安曇郡白馬村北城白馬町 8842-1

TEL:0261-72-3277

営業時間 AM8:30 ~ PM6:30

法人会からのお知らせ

＊ ＊ ＊ 新会員紹介 入会ありがとうございます ＊ ＊ ＊

支部	法人名	代表者	所在地	業種
小谷	(株)小谷屋根	松澤 哲夫 松澤 朋典	小谷村大字中土 3492-イ	建築板金・ 茅葺屋根業
大町	(有)福島板金店	福島 義夫	大町市大町 1064-1	板金業
大町	(有)松葉鮎	浜田見勝俊	大町市大町 3150-8	飲食業
白馬	(株)白馬ハイランドホテル	掛谷 嘉則	白馬村北城 21582	ホテル業
大町	(有)北アルプス植物園	栗林 修	大町市平海の口 12086-4	園芸業
大町	(有)轟薬局	轟 徹	大町市常盤 3511-15	薬局
白馬	(株)福々家	金沢健一郎	白馬村神城 5768-18	ホテル業
白馬	(株)白馬東急ホテル	大江 静男	白馬村北城 4688	ホテル業
大町	(株)創舎	渡邊 充子	大町市大町 4084-イ	飲食業
白馬	(株)シェアリゾートホテルズ	金沢 邦隆	白馬村北城 14863-6	ホテル業

平成24年1月31日現在

大北法人会 インターネットセミナーのご案内

大北法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://www9.ocn.ne.jp/~taihoku/>

- ◆ インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆ 映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆ 忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適。
- ◆ 勉強会（社内研修）や経営者の自己研鑽などにご活用ください。
- ◆ 会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。



青年部・女性部員
募集中

事業内容……………
・税務研修会・社会貢献活動・視察研修・女性セミナー・
親睦ゴルフコンペ（青年部）・租税教育活動など
*「全国女性フォーラム」や「全国青年の集い」に参加して頂く事で、県内外異業種の企業（女性部員、青年部員）との情報交換、親睦交流が図れます。

入会金、青年部・女性部会費はございませんので、お気軽にご参加ください。

お問い合わせは……………
(社)大北法人会事務局まで。(TEL 22-3493)



迎春

大同生命は
「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、会員みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。
本年もよろしくお申し込み申し上げます。



110th ANNIVERSARY お慶びまことに
DAIDO 大同生命 松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

あけまして
おめでとう
ございます



私の会社は、
ガードが固い。

**定額+賠償の「ダブル補償」で、
万一の労働災害から企業経営を守ります。**

定額補償 業務中のケガ等による入院や通院、万一の死亡、後遺障害を補償

+

賠償補償 死亡事故での法律上の損害賠償責任を1災害500万円まで補償*
※使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)セット保険証券記載の保険金額が500万円の場合

さらに

高額賠償時代に対応!!
補償額をアップの上、死亡以外の業務上の身体障害による法律上の賠償責任も最高**1億円**まで補償することができます。
※使用者賠償責任補償特約をセットした場合

法人会の「**国産型**」ネットワーク
ハイパー任意労災 業務災害総合保険

引受保険会社
AIU保険会社
エフアイユー・インフラランス コルパニー
〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4

お問い合わせ・資料のご請求は今すぐ **0120-321-564** 通話料 無料 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日・年末年始を除く) FAX **03-5619-2529** ホームページ <http://www.aiu.co.jp>

A-000178 2010年5月現在の内容です。ハイパー任意労災は、業務災害総合保険のベトナムです。

頌春



今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とご家族の皆様
安心をお届けしてまいります。
本年も何卒よろしくお申し込み申し上げます。



■引受保険会社 (お問い合わせ先)
Afiac アフラック 長野支社
(アメリカンファミリー生命保険会社)

〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F
法人会フリーダイヤル **0120-876-505**
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

事務局日誌

平成23年9月

- 3日 青年部親睦ゴルフコンペ(穂高CC8名)
- 5日 広報委員会(商工会館小会議室)
- 9日 県連「青年部連絡協議会」
(松本法人会会議室・太田部長)
- 16日 会報第41号発行
- 20日 県連「女性部合同例会」
(長野ホテル国際21・9名)
- 28日 組織委員支部長事務局合同会議
(多目的ホール・13名)

平成23年10月

- 3日 大町市下水道事業経営審議会
(大町市役所・松下会長)
- 6日 法人会全国大会(神奈川大会・4名)
- 11日 大北租税教育推進協議会中学生作文選考会
(大町税務署・松下会長)
- 25日 正副会長会・総務委員会
(商工会館小会議室・8名)
- 26日 決算説明会(商工会館大会議室・遠藤上席官)
- 28日 県連「青年部合同例会」
(伊那プリンスホテル・5名)

平成23年11月

- 4日 会計審査(洪田見・中山会計理事)
- 8日 県連「税制委員会・研修会」
(松本東急イン薄井委員長蜜澤副委員長)
- 11～12日 視察研修旅行・27名
(東北世界文化遺産平泉と秋保温泉の旅)
- 14日 女性部「税を考える週間」事業
税務署幹部との懇談会(大町税務署・8名)
- 15日 大町税務署納税表彰式(アプロード・6名)
- 17～18日 全国青年の集い(みえ大会)
(三重県営サンアリーナ・太田部長)
- 17日 年末調整説明会(大町会場:サンアルプス大町)
- 19日 女性部視察研修会(大町市文化会館・10名)
- 21日 年末調整説明会(白馬・小谷会場:白馬村役場)

平成23年11月

- 22日 年末調整説明会(池田・松川会場:池田町公民館)
- 29日 女性部「綿の布」カット(多目的ホール・5名)
- 30日 青年部税務研修会「租税教育の進め方」
講師:大町税務署金子貴氏(多目的ホール・6名)

平成23年12月

- 5日 地域社会貢献事業「綿の布」寄贈
ゆうあい館(松川村)・虹の家(大町市)・せせらぎ(小谷村)(伊藤女性部長、太田青年部長)
- 6日 税制委員会(商工会館小会議室)
- 14日 県連「事務局長会議」
(大同生命ビル会議室・事務局)
- 19日 青年部「租税教室」(美麻小学校・太田部長)
- 22日 「助成金ソフト研修会」(全法連・事務局)

平成24年1月

- 6日 新年挨拶廻り(大町税務署・正副会長、事務局長)
- 11日 広報委員会(商工会館小会議室)
- 17日 県連「女性部連絡協議会」
(松本大同ビル会議室・伊藤部長)
- 24日 県連「総務委員会」(県連会議室・吉田委員長)
- 25日 決算説明会(商工会館大会議室・遠藤上席官)
- 26日 県連「組織委員会」(上田・郷津委員長)
- 27日 女性部役員会(多目的ホール)



竜にまたがる童子の像(大町市:蓮華大橋)
.....広報委員会.....